

江戸町と関宿本陣会田家

—会田久兵衛諸用之覚—その二—

研究報告第七号(平成十四年度版)につづいて、標題について今回は「関宿通り多功道」の宿場としての江戸町を基点とした里程や駄賃等及び、天明度に於ける領分・知行所等の変遷について改めて紹介することにした。

一 里程(當地より道程)

- 一 江戸日本橋迄 陸道 拾二里 川道 式拾四里
 - 一 古河迄 四里・川妻迄 壹里式拾町・諸川迄 三里三十町・谷貝迄 式里拾町・仁連迄 三里・菅谷迄 五里拾一町・長塚迄 六里拾式町・下妻町迄 七里・幸手迄 式里・城廻り迄 七里五町・宝珠花迄 式里・中里迄 二里・佐倉迄 拾六里・岩槻迄 六里半・館林迄 九里・忍迄 九里・結城迄 七里・壬生迄 拾壹里・下館迄 九里 土浦迄 拾五里・笠間迄 拾五里・川越迄 拾壹里・烏山迄 式拾壹里・水戸迄 式拾六里・北條迄 拾里余・宇都宮迄 拾四里・日光迄 式拾三里
- 以上は主要宿場迄の里程である。関東の有力諸藩との里程が明確に示されている点に気付かせられる。

二 御社参脇街道宿継人馬平日問屋宿順

- 壹里半 千住り 本馬五拾五文
- 壹里半 新宿り 本馬六拾文

林 保

- 一 新宿江 輕尻三拾六文 人足式拾八文
- 壹里半 松戸り 本馬本馬六拾七文 輕尻四拾三文
- 一 小金江 人足三拾四文
- 式里拾壹町 山崎り 本馬九拾文 輕尻六拾文
- 一 中里江 人足四拾五文
- 壹里 関宿り 本馬百五拾文 輕尻式拾七文 人足拾八文
- 廿九丁 谷貝り 本馬三拾壹文 輕尻式拾文 人足拾六文
- 一 仁連江 武井り 本馬七拾九文 輕尻四拾八文 人足四拾八文
- 壹里 武井江 本馬百四拾九文 輕尻百拾六文 人足七拾式文
- 三三三町 多功り 本馬六拾五文
- 一 松戸江 輕尻四拾文 人足三拾文
- 壹里半 小金り 本馬百三拾九文 輕尻九拾文
- 一 山崎江 人足六拾八文
- 二里 中里り 本馬百拾三文 輕尻七拾六文 人足五拾四文
- 一 関宿江 輕尻七拾六文 人足五拾四文
- 壹里拾町 境り 本馬百五拾文 輕尻三拾壹文 人足式拾五人
- 式里 谷貝江 輕尻三拾壹文 人足式拾五人
- 仁連り 本馬七拾九文 輕尻四拾八文 人足四拾八文
- 武井り 本馬七拾九文 輕尻四拾八文 人足四拾八文
- 三里廿八町 結城り 本馬百四拾九文 輕尻百拾六文 人足七拾式文
- 多功江 輕尻百拾六文 人足七拾式文

一 雀宮江 軽尻四拾三文
人足三拾式文

右日光街道東往還の外に関宿よりの人馬継立場 問屋持

四里八丁 本馬百六拾式文
軽尻百拾三文
人足八拾式文

一 粕壁江 本馬百六拾式文
軽尻百拾三文
人足八拾式文

三里 本馬百拾三文
軽尻七拾式文
人足五拾四文

一 中里江 本馬百拾三文
軽尻七拾式文
人足五拾四文

一 新栗橋江 本馬百三拾七文
軽尻九拾壹文
人足六拾七文

一 八甫江 本馬百拾拾文
軽尻八拾式文
人足六拾文

一 方羽村江 本馬百拾拾文
軽尻七拾三文
人足五拾二文

二里半

一 岩井町江 本馬百拾拾七文
軽尻九拾式文
人足六拾式文

一 宝珠花江 本馬七拾六文
軽尻五十三文
人足三拾八文

一 岩井町江 本馬百拾拾七文
軽尻九拾式文
人足六拾式文

三里余

一 木間ヶ瀬江 本馬八拾四文
軽尻五拾八文
人足三拾四文

二里余

一 屏風江 本馬四拾四文
軽尻三拾五文
人足式拾式文

一 権現堂江 本馬六拾八文
軽尻四拾七文
人足三拾四文

一 権現堂江 本馬六拾八文
軽尻四拾七文
人足三拾四文

一 権現堂江 本馬六拾八文
軽尻四拾七文
人足三拾四文

一 権現堂江 本馬六拾八文
軽尻四拾七文
人足三拾四文

右定

一 権現堂江 本馬六拾八文
軽尻四拾七文
人足三拾四文

人馬貫目定

一 権現堂江 本馬六拾八文
軽尻四拾七文
人足三拾四文

一 権現堂江 本馬六拾八文
軽尻四拾七文
人足三拾四文

一 権現堂江 本馬六拾八文
軽尻四拾七文
人足三拾四文

一 権現堂江 本馬六拾八文
軽尻四拾七文
人足三拾四文

本馬壹疋 人足貳人分

軽尻壹疋 人足壹人半分

駕籠壹挺 本馬貳駄分

乗物壹挺 本馬三駄分

天明八申年三月扣帳

野場ヶ江戸町江駄賃附込帳

一 渡場ヶ 拾貳文

一 香取前 右同断

一 清信寺下 右同断

一 元町裏土橋手前 拾九文

一 熊野裏表 拾九文

一 中井橋 拾九文

一 新川橋 拾九文

一 踏狭ヶ 四拾文

一 石橋迄 四拾文

一 踏狭ヶ 四拾文

一 石橋迄 四拾八文

一 葉山迄 四拾八文

一 踏狭ヶ 四拾八文

一 石橋迄 四拾八文

一 踏狭ヶ 四拾八文

一 石橋迄 四拾八文

一 踏狭ヶ 四拾八文

一 石橋迄 四拾八文

一 踏狭ヶ 四拾八文

一 石橋迄 四拾八文

一 踏狭ヶ 四拾八文

一 石橋迄 四拾八文

本馬壹疋 三拾六貫文

軽尻壹疋 貳拾七貫文

人足壹人 五貫文持

稻荷前 拾六文

内河岸下 拾六文

元町裏土橋ヶ 貳拾四文

重左衛門裏迄 貳拾四文

重左衛門裏ヶ 三拾式文

踏狭迄 三拾式文

石橋ヶ 四拾八文

葉山迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

踏狭迄 四拾八文

石橋迄 四拾八文

右相談之上相極メ申候
天明度申五月扣

御家中荷附駄賃錢定覚

- 中ノ出チ 壹駄ニ付 拾四文
- 桜町迄 一 (同所河岸場チ) 八文
- 同所チ小姓町 一 (中ノ出板場内辺迄)
- 落堀際迄 拾六文 一 (同所同町) 拾八文
- 同所チカラ堀先迄 貳拾文 一 (石橋先迄)
- 渡場チ小姓町先迄 四拾文 一 (同所チカラ堀) 四拾八文
- カラ堀迄 一 (臺町迄) 四拾八文
- 御藏前チ 四拾八文 一 (江戸町チ) 貳拾四文
- 渡場迄 一 (御家中迄)
- 渡場中ノ出辺チ 但壹俵ニ付五文宛
- 御納米御藏入

御関所前渡場チ附出シ覚

- 江戸町御高札場迄 拾貳文
- 桜町中ノ出シ通并ニ 拾六文 一 (会所前チ久保町) 貳拾五文
- 鍛冶御屋敷迄 拾六文 一 (土橋迄)
- 三ノ丸御藏迄 貳拾四文
- 二ノ丸御藏迄 貳拾八文
- 御本丸迄 三拾文
- 小姓町土橋迄 拾九文
- 同所土橋チカラ堀迄 貳貳文
- 久保町土橋チ 廿四文
- 四ッ谷筋辺迄

一 (御裏御門通り) 廿八文
裏町新御屋敷辺迄
右 天明三年之定書
午四月十八日

但此書付於町御役所ニ小頭久保祐助殿チ「二行不明」賃錢格別相違相改
候ニ付候得者穿削致シ何年頃チ右賃錢増減之誤相糺シ可申旨被仰渡候
ニ付写置

御家中荷附駄賃錢覚

- 中ノ出シチ附河岸桜町通り迄 拾四文
- 同所チ中ノ出シ門柱横迄 八文
- 同所チ同断小姓町土橋際迄 拾六文
- 同所チ同断同所チカラ堀先迄 貳拾文
- 御藏前チ附河岸渡場迄 四拾八文
- 江戸町チ同断御家中迄 廿四文
- 渡場并中ノ出シ辺チ御附河岸 不明
- 御納米御藏入壹俵ニ付五文宛

御関所前渡場チ附河岸駄賃定書

- 江戸町御高札場迄 廿四文
- 会所前チ 四拾文 一 (桜町中ノ出通并ニ) 三拾貳文
- 久保町土橋迄 四拾八文 一 (鍛冶御屋敷迄)
- 三ノ丸御藏迄 同断
- 二ノ丸御藏迄 同断
- 御本丸迄 同断
- 小姓町土橋迄 四拾文
- 同所土橋チカラ堀辺迄 同断
- 久保町土橋チ四ッ谷迄 同断

一 元裏御門通裏町と新御屋敷迄 四拾八文

内町河岸通りより附河岸駄賃錢覚

一 桜町辺迄 四拾文
二 江戸町迄 四拾文

一 小姓町通り迄 四拾八文
二 関宿通りと同断

一 臺町表御門辺迄 四拾八文
二 内町辺と小姓町 六拾四文

一 元町辺と附河岸迄 四拾八文
二 江戸町迄 同町辺と同断

一 桜町通りと 四拾八文
二 同町辺と同断

一 小姓町土橋前迄 四拾八文

一 御城内通り臺町御門迄 七拾貳文

天保五年五月

町御役所江書上ヶノ扣写置也

御関所前平日船賃定ノ覚

一 五ヶ村不段并花嶋村榎野地村但シ平日穀場村分壹人貳文、是ハ三文ニテ

一 算數往返六文ニ成ル、但シ四文ニ相成ル

一 壹人 但シ増五六人ニ而出水之節

一 壹人 但シ同七八人ニ而出水之節

違領并古布内村桐ヶ作村廻ノ分

一 壹人 六文 但シ平日

一 壹人 拾文 但シ増水五六人ニ而出水

一 壹人拾六文 但シ同七八人ニ而出水

往来旅人

一 壹人拾貳文 但シ平日

一 壹人貳拾文 但五六人ニ而出水

一 壹人三拾貳文 但シ七八人ニ而 上者越立不相成

但シ此ノ書付已四月八郎平当番之節御渡置候由ニ付キ、午七月野子当番之節〔以下欠〕

以上は城下における里程や駄賃・船賃等の定に対する扣を覚として記したものである。町名・地名等は左の略図を参照していただきたい。次の記事は、天明元年頃の覚として記載されていた藩の御領分地名である。御領分替により意外と多くの地方に飛地を有していたことが解る。関宿藩主が幕府の要職である京都所司代を勤めた頃と、藩内の水害により困窮した場合に、領分替により便宜さをはかったり、困窮救済の方策として行われた様である。一応久兵エの覚に従り記すこととした。

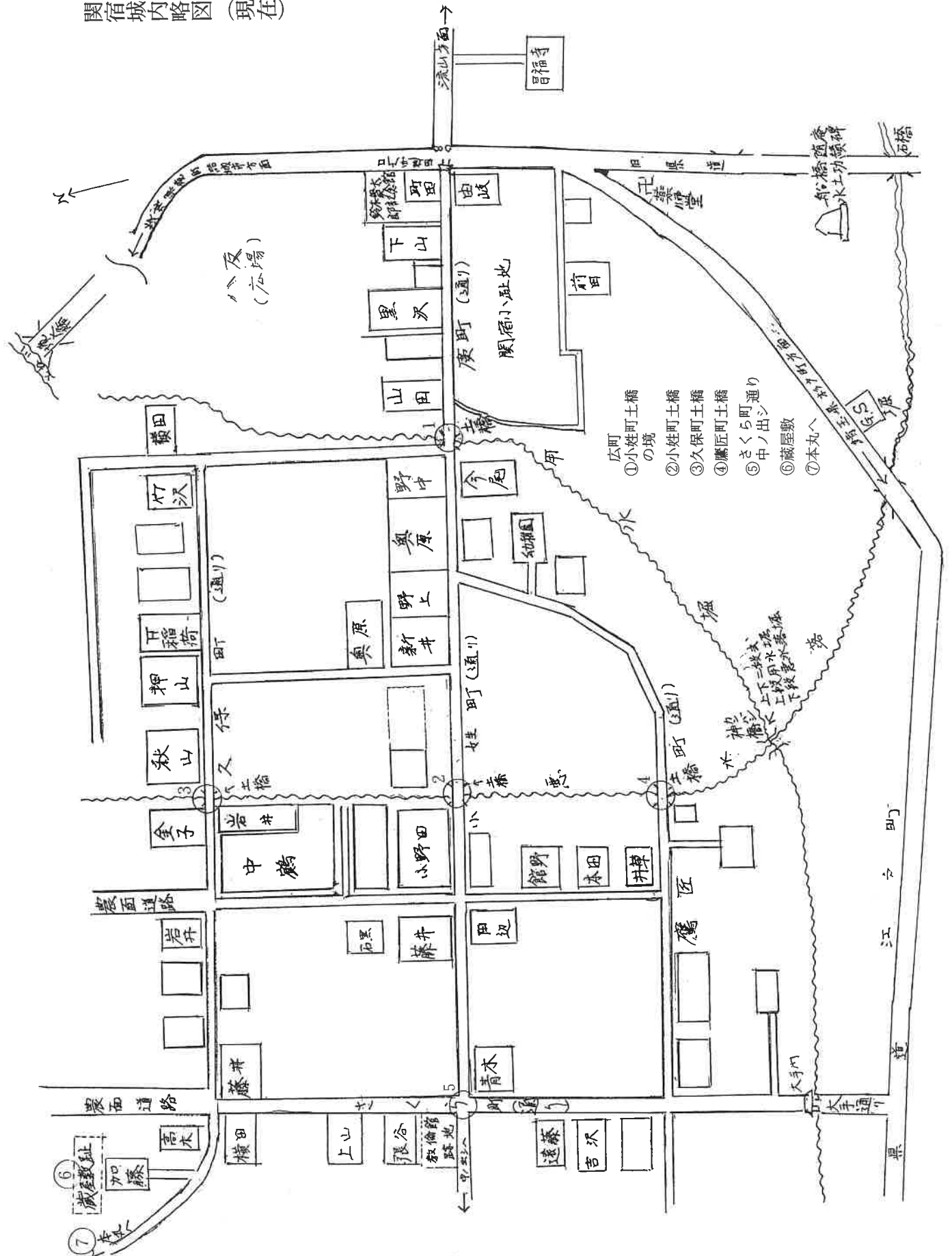
三 天明元年（一七八一）の頃

一 久世大和守（廣明・廣譽の二代ノ廣明ニ寺社奉行・大坂城代・老中を勤め、この時に替地并に水害恩賃金を受けるため替地をされている。廣譽は廣明の遺領を襲報）廣明様御老中被蒙仰、其後御領分内悪敷候二付（大洪水被害のこと）、葛飾郡之内、猿島郡之内、筑波郡不残、河内郡不残、都合貳万石御預中御領分（大坂城代中佐倉堀田家ニテ御預り）御引替被遊候右御上ヶ地替村々左之通り

天明元丑御領分替地覚

| | |
|----------|----------------|
| 武蔵國秩分郡之内 | 相模國三浦郡之内 |
| 矢那瀬村 | 赤岡村 |
| 野上下郷 | 秋谷村 |
| 中野上村 | 小坪村 |
| 木野上村 | 諸磯村 |
| 藤谷瀨村 | 金崎村 |
| 上宮田村 | 和田村 |
| 下吉田村 | 阿熊村 |
| 阿熊村 | 下六ヶ村 |
| 上吉田村 | 藤倉村 |
| 藤倉村 | 右村方至而善シ村方納り方よし |

関宿城内略図 (現在)



三山村 河原沢村
薄村 小鹿野村

伊豆沢村 長留村

小野原村 田村郷

蒔田村 寺尾村

小柱村 堀切村

吉田村 久長村

野巻村 大淵村

金沢村 矢納村

田野沢村

右村方者米永者不殘金納

運上金多納

伊豆國加茂郡之内

吉佐美村 梯崎村

次崎村 稿野村

中村 奈良本村

富戸村 赤沢村

見寺村 白田村

加納村 松崎村

蝶ヶ野村 入間村

本郷村之内 長津谷村

湊村 大瀬村

田中村 一色村

手石村

右村数式拾式ヶ村

右村々者湊多ク下田近所ニ而上納方宜敷キ場也、不殘米ニ而納、運上金多

シ、本郷村杯者春石白石運上ヶ年ニ高外金八拾・五拾五兩位納メ、其外運

上多シ、村方ハ至而小村也

加納村ニ大庄屋有リ、勝田五右衛門ト云フ。

伊豆國若澤郡之内

江利木村 小土肥村

小江間村 重寺村

右五ヶ村

右北江間村ニ大庄屋有リ、

石井清次平ト云、

三嶋近所天城山近所也

能キ村方也

伊豆國田方郡

田沢村 矢熊村

佐野村 日向村

右村方能キ村也、石井清次平支配ニ而、三嶋近所天城山近所也

右村数七拾ヶ村石高弐万石余御替地被遊候処、大和守様(広明)御抱去被

遊候ニ付、以上五ヶ年御持亦々御領分替左之通御上ヶ地

武蔵國秩父郡之内

伊豆國加茂郡之内

同 國若澤郡之内

相模國三浦郡之内

河内國之内

美作國之内

右領分 公儀江御取上ヶ被遊候、御替地被下置候、左之通

下野國河内郡之内

同 國葛飾郡之内

同 國猿島郡之内

同 國筑波郡之内

同 國信太郡之内

陸奥國信夫郡之内

右國々ニ而御領分御替地被下置候ニ付、當時御領分村々左之通り、御

城下町共

下総國葛飾郡桜井郷関宿城下町

江戸町・台町・元町・境町・谷貝町・内町・向河岸

元町内 東高野・西高野

江戸町内 内河岸・向河岸

台町内 三軒屋

右城下町分

下総國葛飾郡之内

加殿村 田代村

守木村 中村

内中村

新田戸村・中戸村・柏寺村・桐ヶ作村・親野井村・古布内村
花嶋村・槇野地村・山王村・江川村・小福田村・大福田村
小手指村・新幸谷村・冬木村・元栗橋村・川妻村・主税新田
水海村・幸館新田・久能村・柳橋村
べ貳拾三ヶ村

同國猿島郡之内

塚崎村・長井戸村・横塚村・志鳥村・稻尾村・猿山村・上小橋村・下小橋
村・染谷村・浦ノ向村・金岡村・大歩村・蛇池村・伏木村・市ノ谷村・半
谷村・内門村・山崎村・西泉田村・百戸村・若林村・三村・岩井村・長須
村・長谷村・寺久村・富久村・品田村・駒跳村・上出島村・下砂井村・大
崎村・延打村・法師戸村・矢作村・辺田村・菅ノ谷村・鶴戸村・桐ノ木村・
栗山村・小山村・

上郷 廿壹ヶ村 上郷

村数 べ四拾貳ヶ村内

下郷 廿壹ヶ村 下郷

下野國都賀郡之内

千駄塚村・間中村・部屋村・曲ヶ島村・飯塚村・戸輕村
大庄屋桑畑久兵衛
卒島村・上初田村・武井村・横堀村・合戰場宿・柏倉村・立花村・三蔵新
田・田名網村
べ拾五ヶ村

下野國河内郡之内

西蓼沼村・多功村・針ヶ谷村・蒲生村・鞘堂新田・西茂原村

常陸國筑波郡之内

小張村・左田村 べ貳ヶ村 大庄屋大山平内

下総國相馬郡之内

吉田村・市ノ谷村・貝塚村・辰新田・稻村

常陸國信太郡之内

久野村・大和田村・嶋田村・正直村・小坂村・井ノ岡村・桂村・奥原村・江
戸崎村・杉山村・沼田村・時崎村・月出村・犬塚村

陸奥國信夫郡之内

前田村・小福田村・成田村・下名倉村・山田村・小倉村・永井川村・
浅川村 べ八ヶ村

右村々御領分御知行地御渡有之候

外二、久世斧三郎様御知行所相馬郡之内三千石斗リ御座候処、當御
役所江御預り村々左之通り

守屋村・鷲谷村・井野村・臺宿村 大庄屋齊藤四郎兵衛

右村々御預所二御座候、尤上納方ハ斧三郎様江納メ、御用向當御役所
相勤申候

天明七未年之扣

以上会田久兵衛の覚帳からの細々とした規定や、関宿藩の領分替による藩
領の変遷等を知ることが出来る。天明度の領分替以後の領分が広周が失却し
壹万石減封になる迄の藩領と考えられる。広文が広周より襲封した時にはこ
こに記載の領分より壹万石分減じられていることになる。

本陣であり名主でもあった久兵衛の役割仕事は多岐に涉っている。特に日
光参詣の諸大名の通行に伴っての対応策は、次の一例で如何に容易でなかっ
たかを知ることが出来る。

総州関宿町御本陣 井伊掃部頭内
会田久兵衛殿 石原権之助
急用書 大久保小膳

(封書表書)

以手紙申入候者此度日光御参詣ニ付、掃部頭相越候節、小休被致候様申
越候得共、帰府之節小休被致候間、左様ニ相心得可給候以上

井伊掃部頭内

石原權之助

渥美平八郎

杉原惣左衛門

大久保小膳

総州関宿町

会田久兵衛殿

右文は井伊家人より会田家への日光参詣の節の御触書である。簡単に言
えば、日光社参の節往復共ひと休みするのでよろしくと言った類の文面であ
る。然し本陣として井伊家を迎えるにあたっての諸準備は、次の通りになっ
ている。

御領主御上様ニテ

拝借物覚

- 一 毛氈 元方ニテ御貸付 壹枚
- 一 白木桐御朱印台 同右 壹ツ
- 一 同御刀掛ヶ 同 壹ツ
- 一 黒塗丸御煙草盆 壹面
- 一 但鉄火取鉄煙草入灰ふき當きせる二本添
六枚屏風
- 一 但両面唐紙張赤形
御臺筒 壹筋り
- 一 但小道具物附 鉄風呂釜付共筵壹ツ 柄杓壹本 水こぼし蓋置壹
- 一 茶筌壹ツ 茶こぼしざる但小箱入 柄杓臺 壹ツ
- 一 角炭取箱 壹ツ 一 大燭台 二本
- 一 金塗金唐茶もやう付大火鉢 壹ツ 但中つるし火鉢

御手水場道具

一 黒ぬり深桶 壹ツ

一 同 湯とり 壹ツ

一 御手拭掛ヶ 麻切一筋付 壹ツ

一 数十三口元方御役所ニテ御貸付被仰付 但拝借手形壹通迄也

御湯殿道具

一 御風呂桶 壹ツ

一 但御鉄地釜ニ付拝借物

一 御上御召水風呂桶 壹ツ

一 但どんぶり桶也 是ハ手前所持有り来り之分相用ヒ候

一 水越 壹ツ

一 新規てうず鉢 壹ツ

一 小桶 但湯汲ミ 壹ツ

一 手桶 壹ツ

一 荷ひ桶 式ツ

一 高張提灯

一 臺張 式ツ

一 外ニ御本陣新規提灯式張并ニ台張ともに手前にて有来りを用ふ 壹ツ

一 丸行燈 壹ツ

一 但御上分

一 番手桶 十二

一 但是ハ玄関脇并表門両脇三ツ組ニ而六ツ宛

一 外ニ番手桶六ツ但此分筋り也

一 天内桶 壹ツ

一 但此分手前ニテ拵へ相用ヒ候

御膳所道具

一 水溜メ桶 三ツ内ニツ勝手手向ニテ用フ

一 手桶 式ッ

一 大七りん 壹ッ

一 小へっつい 壹ッ

一 かけあんどう 式ッ

外二 大まないた 壹ッ かけあんどう 五ッ程

但此分事前ニテ拵へ用フ

一 厩 壹六疊

一 十五品

外二 但 小賄方御役所ニテ拝借御貸付被仰付拝借手形上候

一 御駕籠臺

但此分御作事ニテ御拵御渡被成候

坪庭へ居り置候処御用ヒ被遊候御方無御座不用、玄関前々座敷へ御駕籠おかれ居り被遊候御方モ有之、其外御馬ニテ玄関々御上り被遊候御方様モ有之

外二

一 角煙草盆 三ッ、膳梳箱入り壹ッ、此品向河岸小島氏相對借用

一 勝手口

一 御建道具御鍵掛ケ

但長式間貫ニテ御拵工十本立、御作事ニテ御仕立御拵御渡被成候

御次キノ分

一 水風呂桶、鉄砲釜付キ 壹ッ

但是ハ川妻村名主太市平方々先方人足ニテ送り届ケ来ル四月五日請取

一 大釜 壹ッ

但是ハ幸館新田名主藤方々送り届来ル請取、四月朔日先方人足ニテ持来り受取ル

一 箱番小家 式ッ

但御作事ニテ御渡シニ付町方ノ人足ニテ引取是ハ門内壹ッ、裏御多小場木戸口へ壹ッ居り置候

但此ノ外委シ奉帳面御本陣向入用手扣帳別段仕立有之

以上会田久兵衛の覚書より本陣における細々とした関宿藩の領分の村名をはじめとして、道中における駄賃銭等宿場間の距離や城下諸町への駄賃銭定等の記録は、当時の流通機構の一端がうかがえて興味がある。本陣の持つ役割も単に大名・旗本の宿所休み所としての役割にとどまらず、名主役・問屋場の役も亦果していた様子がうかがえる。又、日光参詣の折々の大名の宿泊或いは休憩の時の諸道具の準備等については、当時の武士階級と本陣・宿場役人・町役人等の関係を知る上で極めて参考になる記録である。更に各宿場に於ける諸費用についての記録も残されているが後の機会に譲ることにした。

【参考文献】

- 一 関宿本陣會田久平衛諸用之覚
- 一 相模原市史 関宿藩飛地と上地令
- 一 研究報告第二・三号中村正巳氏論文
- 一 其ノ他

(はやし・たもつ 当館客員研究員)